

第4章 ごみ処理基本計画

第4章 ごみ処理基本計画

1 基本方針

1) 基本理念

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルを最適生産・最適消費・最小廃棄型に改め、省資源・リサイクルを推進して、「持続発展可能な社会＝循環型社会」への転換を目指す必要がある。

循環型社会の形成に向けた国・県の動向を踏まえ、本計画の基本理念を次のように設定する。

みんなで実現しよう 循環型社会

【みんなで実現しよう】 市民・事業者・行政それぞれが責任と役割を果たし、ごみ問題の解決に向け、みんなで考え、そして実現していく協働社会を実現する。

【循環型社会】 「もったいない精神」(物の値打ちを余すことなく使い切ること)により、ごみの発生・排出抑制に取り組む。ごみになったものは、きちんと分別して排出し、出されたごみは計画的に収集運搬する。収集運搬したごみは適正に中間処理し、資源回収・エネルギー回収を積極的に行い、利用できないものだけを適正に処分する。こうした取り組みを継続することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会を形成する。SDGsの考え方を反映した取組として、食品ロスの削減、海洋ごみの対策などを展開することにより、目標達成に貢献する。

2) 基本方針

基本理念に基づき、本計画の基本方針を次のとおりとする。

- ① ごみの発生・排出抑制
- ② 循環的な利用の促進
- ③ ごみの適正処理の推進

2 将来人口の予測

1) 予測方法

将来人口の予測方法は、過去11年間（平成21年度～令和元年度）の行政区域内人口（各年度3月31日現在）の実績をもとに、最小二乗法による関数式（6式：直線式、分数式、自然対数、べき乗曲線、指数曲線、ロジスティック曲線）によって行うものとし、推計期間は令和6年度までとした。

①直線式	$Y = aX + b$
②分数式	$Y = a(1/X) + b$
③自然対数	$Y = a \text{Log}_e X + b$
④べき乗曲線	$Y = bX^a$
⑤指数曲線	$Y = b a^x$
⑥ロジスティック曲線	$Y = k / (1 + a e^{-bx})$

ただし、a, b : 係数又は定数項、k : 上限値、e : 自然対数の底

また、求められた推計結果のうち、人口の自然動態（出生、死亡）の影響も考慮し国立社会保障・人口問題研究所がコーホート要因法を用いて推計した市町村別将来人口[※]等を考慮して、最も適当な判断とされる結果を採用とする。なお、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和7年における人口の予測を25,814人としている。

※「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」国立社会保障・人口問題研究所

2) 予測結果

将来人口予測の結果、比較的相関係数がよく、かつ国立社会保障・人口問題研究所がコーホート要因法を用いて推計した将来人口の増加率に最も近い傾向を示すロジスティック曲線を採用した。

人口の将来推計結果を表4-2-1及び図4-2-1に示す。推計の結果、今後人口は減少傾向が続く見込みとなる。

表 4-2-1 人口の将来推計結果

単位:人

年度	直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	コーホート法		
実績	H21						35,101		
	H22						34,662		
	H23						34,243		
	H24						33,968		
	H25						33,368		
	H26						32,778		
	H27						32,218		
	H28						31,788		
	H29						31,258		
	H30						30,653		
	R1						30,048	31,031	
予測値	R2	29,648	30,061	29,858	29,925	29,730	29,368		28,459
	R3	29,130	29,728	29,441	29,543	29,258	28,700		
	R4	28,612	29,415	29,035	29,176	28,794	28,010		
	R5	28,094	29,120	28,642	28,824	28,337	27,298		
	R6	27,575	28,841	28,260	28,486	27,887	26,565		25,814
	R7	27,057	28,577	27,888	28,161	27,445	25,815		
	R8	26,539	28,328	27,526	27,849	27,009	25,047		
	R9	26,021	28,091	27,173	27,547	26,581	24,266		
	R10	25,502	27,865	26,830	27,257	26,159	23,471		
	R11	24,984	27,651	26,494	26,977	25,744	22,667		
	R12	24,466	27,447	26,167	26,706	25,335	21,855		

k(指定) 40594.9
 係数a -518.218 351291.7 -13572.4 -0.41856 0.984131 -0.08079
 係数b 46231.18 19083.04 76896.7 127653.4 49601.95 0.028817

	直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック
重相関係数	0.997855	0.98842	0.994318	0.992339	0.996803	0.998801
採用						○

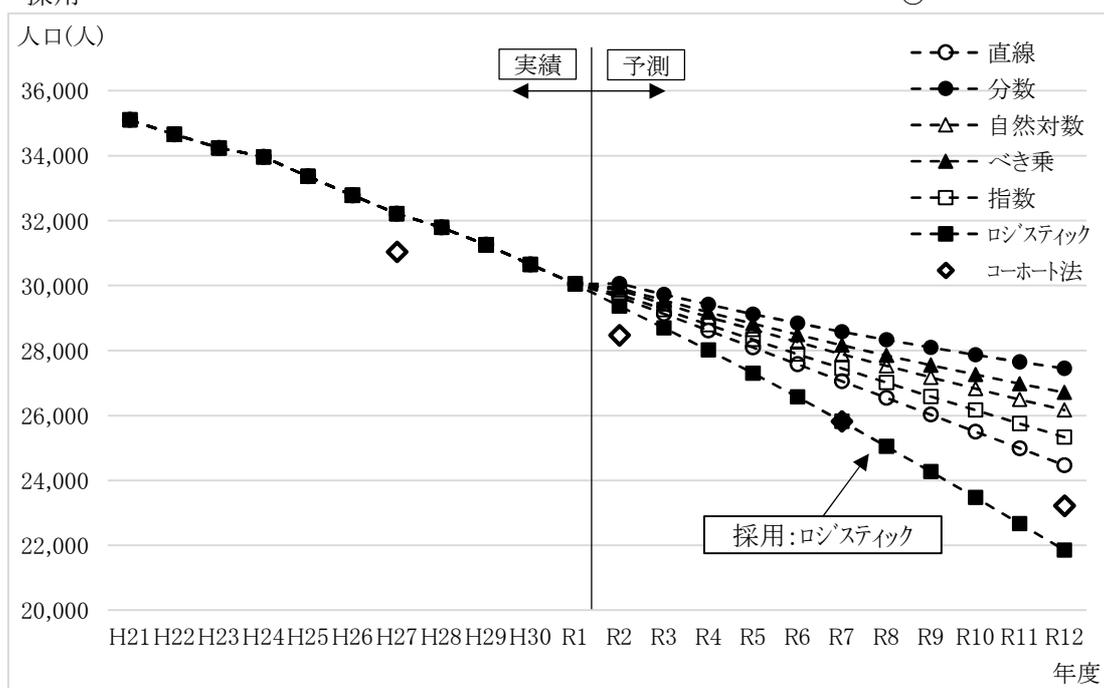


図 4-2-1 人口の将来推計結果

3) 行政区域内人口

計画目標年度（令和6年度）における行政区域内人口は、26,565人とする。

4) 計画収集人口

計画目標年度（令和6年度）における自家処理人口は0人とし、計画収集人口を26,565人とする。

3 ごみ量の推計

ごみ量の推計は、収集ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ）の過去11年間の1人1日当たりの排出量の実績値、直接搬入ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ）の過去11年間の1日当たりの排出量の実績値、許可収集可燃ごみの過去11年間の1日当たりの排出量の実績値、集団回収の過去11年間の1人1日当たりの排出量の実績値を基に、資源化・減量化施策などが現状のまま将来まで推移した場合についての予測を行った。

推計方法は、最小二乗法による関数式（6式：直線式、分数式、自然対数、べき乗曲線、指数曲線、ロジスティック曲線）によって行い、過小あるいは、過大な予測をできるだけ避けるために、増減の最も緩やかな関数式を予測値として採用した。

ごみ排出量（原単位）の将来推計結果を表4-3-1に示す。また、年間ごみ排出量の将来推計結果を表4-3-2及び図4-3-1に示す。また、年間ごみ処理・処分量の将来推計結果を表4-3-3及び図4-3-2に、リサイクル量の推計結果を表4-3-4及び図4-3-3に示す。

表 4-3-1 ごみ排出量（原単位）の将来推計結果

年度	収集ごみ(g/人・日)					直接搬入ごみ(t/日)					許可収集 可燃 (t/日)	集団回収 (g/人・日)	計画処理 人口 (人)	
	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	粗大 ごみ	小計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	粗大 ごみ	小計				
実績値	平成21	503.3	51.3	92.6	0.0	647.2	1.01	0.15	0.22	0.37	1.76	5.71	25.7	35,101
	平成22	515.7	36.4	89.2	0.0	641.3	0.87	0.16	0.18	0.37	1.58	5.67	26.8	34,662
	平成23	532.9	32.7	88.9	0.0	652.8	0.81	0.13	0.19	0.37	1.51	5.93	24.6	34,243
	平成24	526.0	34.6	77.2	0.0	639.5	0.74	0.15	0.15	0.38	1.42	5.61	23.1	33,968
	平成25	533.3	30.7	86.0	0.0	650.0	0.73	0.12	0.15	0.39	1.38	5.75	22.2	33,368
	平成26	546.3	26.5	79.4	0.0	652.2	0.66	0.07	0.14	0.38	1.25	5.90	25.2	32,778
	平成27	543.8	27.2	74.0	0.0	645.0	0.69	0.08	0.14	0.33	1.24	5.78	26.9	32,218
	平成28	523.2	28.7	64.0	0.0	616.0	0.79	0.09	0.12	0.26	1.26	6.12	28.5	31,788
	平成29	521.5	26.8	61.0	0.0	609.3	0.58	0.05	0.12	0.25	1.00	6.56	30.4	31,258
	平成30	527.6	26.7	56.1	0.0	610.5	0.62	0.05	0.13	0.39	1.19	6.51	27.4	30,653
予測値	令和元	538.6	27.1	51.8	0.0	617.5	0.64	0.06	0.13	0.39	1.21	6.30	29.3	30,048
	令和2	538.6	23.3	49.6	0.0	611.5	0.57	0.04	0.11	0.32	1.04	6.50	29.3	29,368
	令和3	539.8	22.4	45.4	0.0	607.7	0.55	0.04	0.10	0.32	1.01	6.59	29.7	28,700
	令和4	541.0	21.5	41.2	0.0	603.7	0.53	0.03	0.10	0.31	0.97	6.68	30.0	28,010
	令和5	542.1	20.7	37.1	0.0	599.9	0.51	0.03	0.09	0.31	0.94	6.77	30.3	27,298
	令和6	543.1	20.0	32.9	0.0	596.0	0.50	0.03	0.09	0.31	0.93	6.87	30.5	26,565

表 4-3-2 年間ごみ排出量の将来推計結果

単位:t/年

年度	ごみ総排出量													
	収集ごみ					直接搬入ごみ					許可収集 可燃	集団回収	計	
	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	粗大 ごみ	小計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ	粗大 ごみ	小計				
実績値	平成21	6,448	657	1,187	0	8,292	368	56	82	136	642	2,083	328	11,345
	平成22	6,525	460	1,128	0	8,113	318	58	65	135	576	2,071	339	11,099
	平成23	6,661	409	1,111	0	8,181	297	49	71	136	553	2,165	307	11,206
	平成24	6,539	430	960	0	7,929	270	55	54	140	519	2,055	287	10,790
	平成25	6,495	374	1,048	0	7,917	265	44	54	142	505	2,100	270	10,792
	平成26	6,536	317	950	0	7,803	242	26	51	139	458	2,155	302	10,718
	平成27	6,412	321	873	0	7,606	253	29	51	120	453	2,114	317	10,490
	平成28	6,071	333	743	0	7,147	287	32	45	95	459	2,234	331	10,171
	平成29	5,950	306	696	0	6,952	213	18	43	90	364	2,394	347	10,057
	平成30	5,903	299	628	0	6,830	225	19	47	144	435	2,375	307	9,947
令和元	5,923	298	570	0	6,791	233	21	46	143	443	2,304	322	9,860	
予測値	令和2	5,773	250	532	0	6,555	208	15	40	117	380	2,373	314	9,622
	令和3	5,655	235	476	0	6,366	201	15	37	117	370	2,405	311	9,452
	令和4	5,531	220	421	0	6,172	193	11	37	113	354	2,438	307	9,271
	令和5	5,416	207	371	0	5,994	187	11	33	113	344	2,478	303	9,119
	令和6	5,266	194	319	0	5,779	183	11	33	113	340	2,508	296	8,923

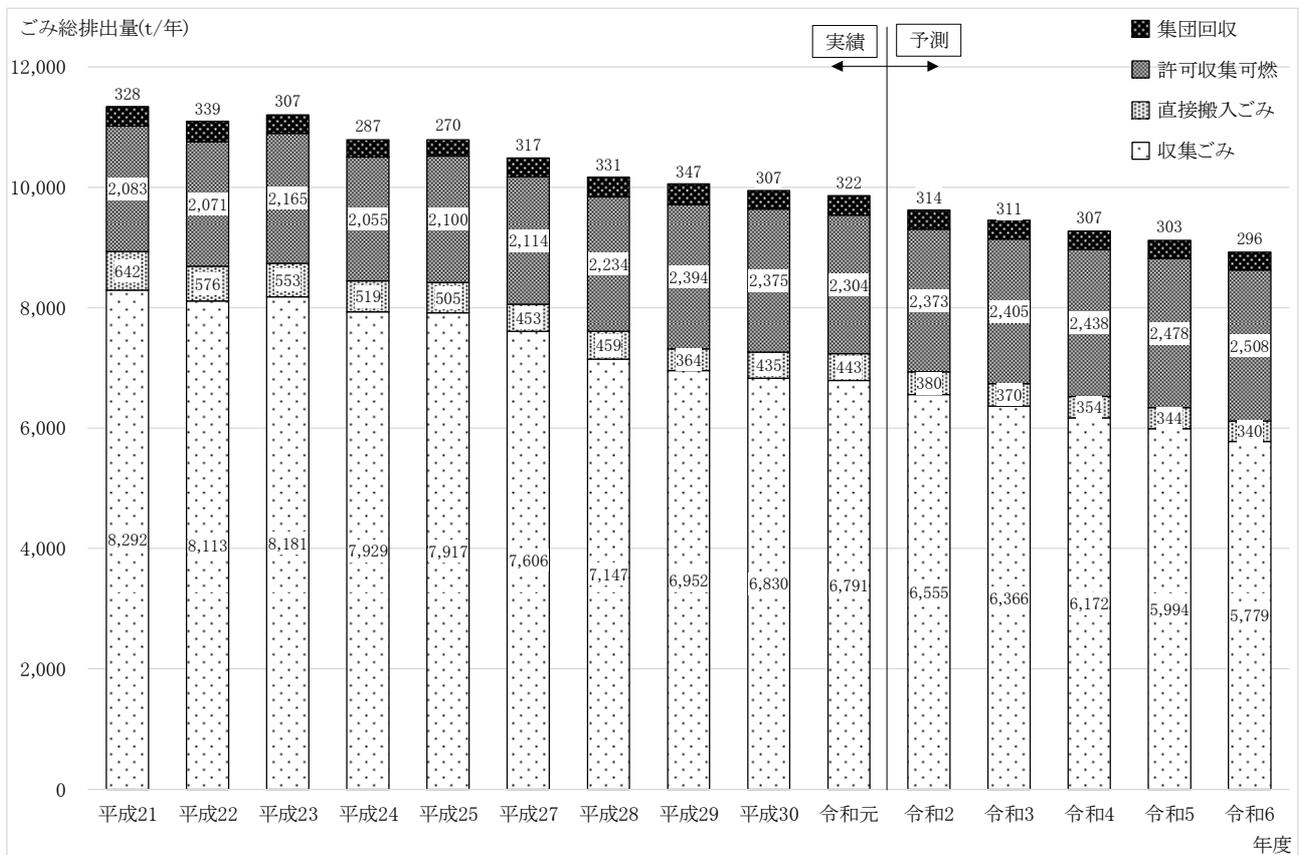


図 4-3-1 年間ごみ排出量の将来推計結果

表 4-3-3 年間ごみ処理・処分量の推計結果

単位:t/年

年度	処理・処分量合計									
		東部清掃施設組合処理量				直接資源化量	溶融以外 の中間処 理量	最終処分量		
		溶融施設 処理量	クリーンセ ンター処理量		溶融残渣 等			中間処理 後埋立		
実績値	平成21	12,725	9,877	9,748	129	1,140	1,708	0	0	0
	平成22	12,355	9,675	9,567	108	1,085	1,595	0	0	0
	平成23	12,622	9,827	9,717	110	1,072	1,723	0	0	0
	平成24	12,139	9,585	9,489	96	918	1,636	0	0	0
	平成25	12,180	9,516	9,420	96	1,006	1,658	0	0	0
	平成26	12,053	9,505	9,415	90	911	1,637	0	0	0
	平成27	11,744	9,335	9,249	86	838	1,571	0	0	0
	平成28	11,322	9,132	9,052	80	708	1,482	0	0	0
	平成29	11,106	9,048	8,971	77	662	1,396	0	0	0
	平成30	10,975	9,048	8,965	83	592	1,335	0	0	0
予測値	令和元	10,879	9,005	8,922	83	533	1,341	0	0	0
	令和2	10,686	8,803	8,736	67	505	1,378	0	0	0
	令和3	10,497	8,689	8,628	61	452	1,356	0	0	0
	令和4	10,298	8,564	8,506	58	400	1,334	0	0	0
	令和5	10,129	8,464	8,412	52	352	1,313	0	0	0
	令和6	9,918	8,324	8,275	49	303	1,291	0	0	0

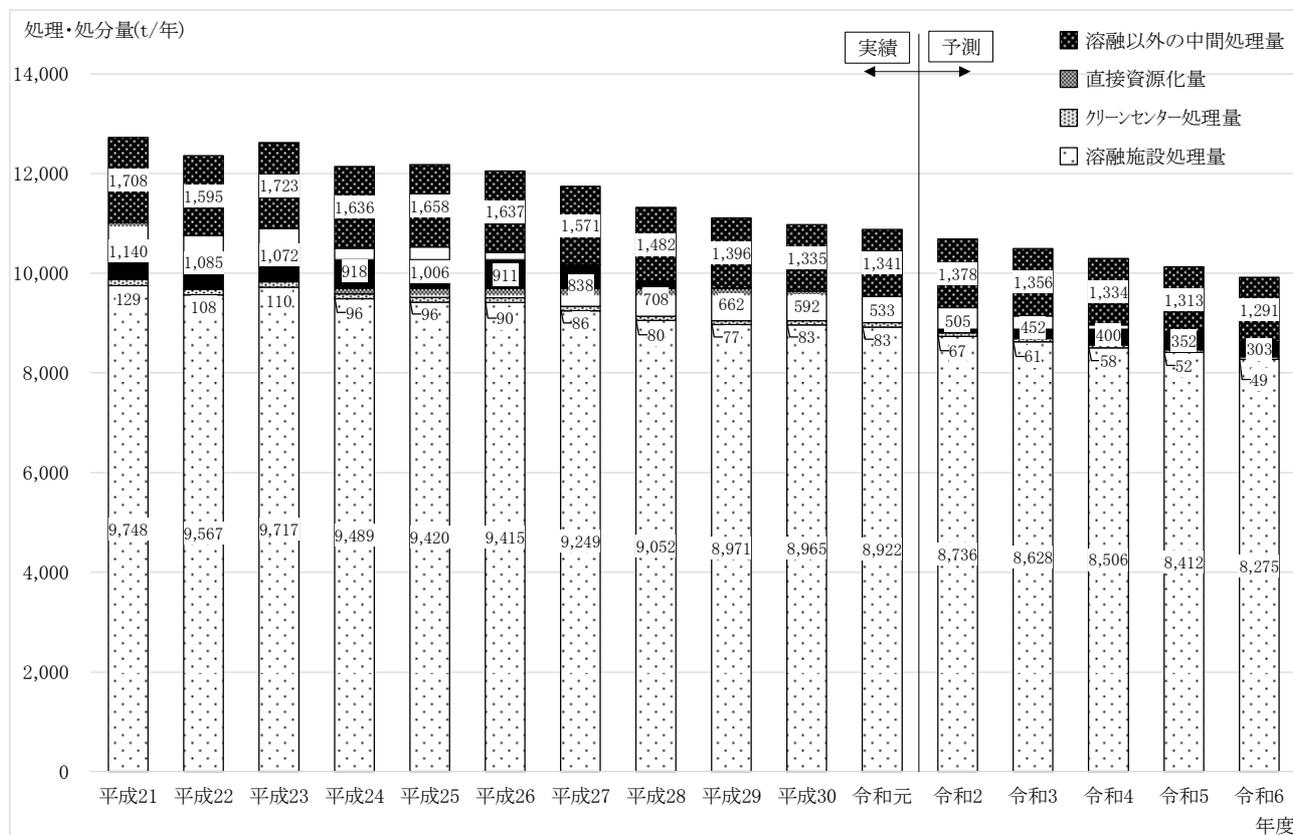


図 4-3-2 年間ごみ処理・処分量の推計結果

表 4-3-4 リサイクル量の推計結果

年度	リサイクル量合計(t/年)					ごみ総排出量 t/年	リサイクル率(参考) %	
	直接資源化量	溶融施設資源化量	中間処理施設資源化量	集団回収量				
実績値	平成21	3,176	1,140	1,579	129	328	11,345	28.0
	平成22	3,019	1,085	1,487	108	339	11,099	27.2
	平成23	3,102	1,072	1,613	110	307	11,206	27.7
	平成24	2,841	918	1,540	96	287	10,790	26.3
	平成25	2,934	1,006	1,562	96	270	10,792	27.2
	平成26	2,850	911	1,547	90	302	10,718	26.6
	平成27	2,726	838	1,485	86	317	10,490	26.0
	平成28	2,521	708	1,402	80	331	10,171	24.8
	平成29	2,405	662	1,319	77	347	10,057	23.9
	平成30	2,234	592	1,252	83	307	9,947	22.5
予測値	令和元	2,196	533	1,258	83	322	9,860	22.3
	令和2	2,200	505	1,311	67	317	9,622	22.9
	令和3	2,122	452	1,295	61	314	9,452	22.5
	令和4	2,044	400	1,276	58	310	9,271	22.0
	令和5	1,971	352	1,261	52	306	9,119	21.6
	令和6	1,894	303	1,242	49	300	8,923	21.2

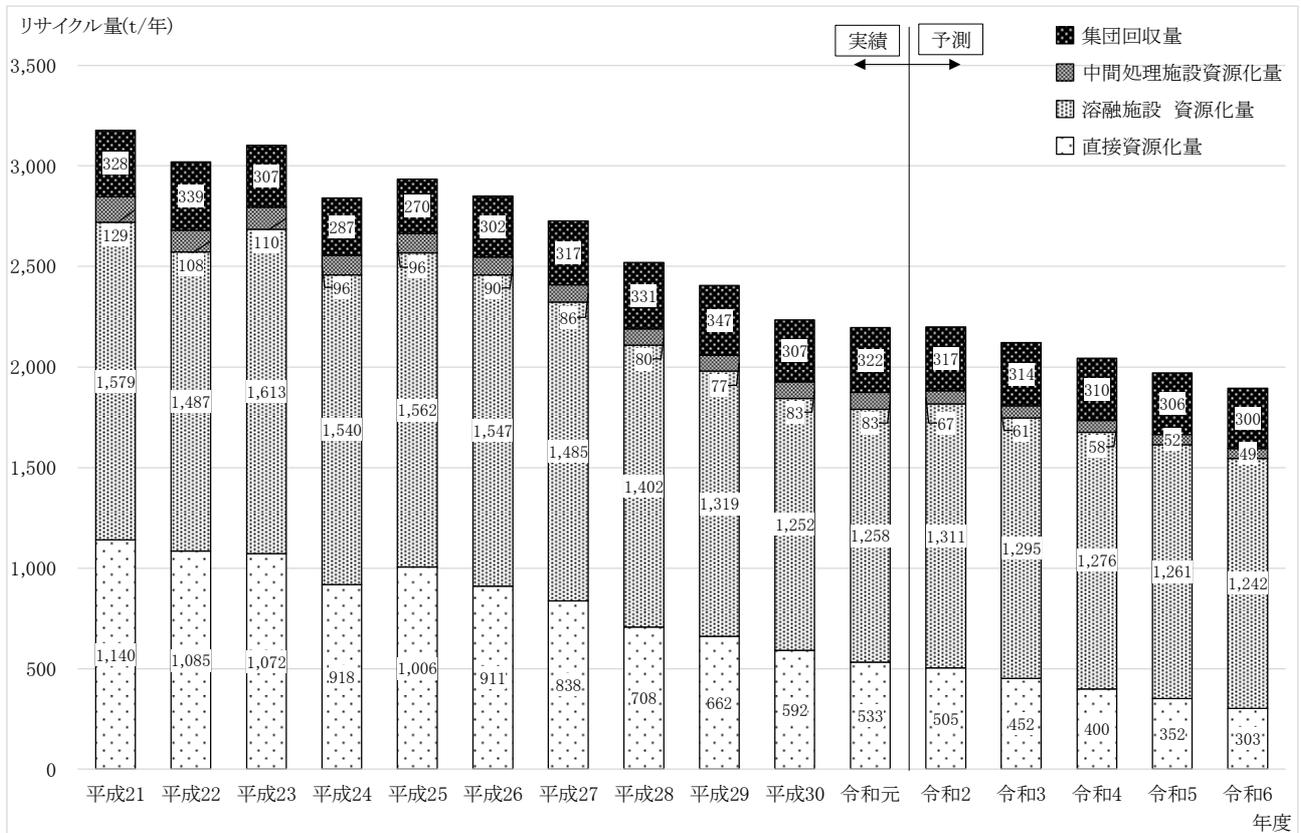


図 4-3-3 資源化量の推計結果

4 ごみ減量化目標値の設定

ごみ総排出量・リサイクル率・最終処分量に関しては、活動の検証や見直しが可能なように、目標年度における数値目標を設定する。ここで、国が示した基本方針（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針）、香川県廃棄物処理計画及び本市計画に示す目標値を大枠で踏まえることとする。

1) 国、香川県、本市計画の目標値

本市のごみ減量化目標の設定に際し、国が示した基本方針、香川県廃棄物処理計画、本市計画を参考とし、ごみ排出量、リサイクル率及び最終処分量の目標値を設定する。

国及び香川県のごみ減量化の目標値は、本市一般廃棄物処理基本計画策定後に改訂されているため、本市の目標値は国や県の方針に則したものとする。

ごみ総排出量の目標値は、国が示した基本方針（平成24年度比約12%削減）や香川県廃棄物処理計画（1人1日当たりの排出量815g以下）を参考とする（参考：本市令和6年度目標値1人1日当たりのごみ総排出量873.0g）。

リサイクル率は、本市計画策定時の25.0%以上を参考とする。

最終処分量は、本市計画策定時のゼロを参考とする。

表 4-4-1（参考）国、香川県、本市計画策定時の目標値

	策定年月	目標年度	ごみ総排出量	リサイクル率	最終処分量
国※1	平成22年12月	平成27年度	平成19年度比約5%削減	約25%に増加	平成19年度比約22%削減
	平成28年1月	平成32年度	平成24年度比約12%削減	約27%に増加	平成24年度比約14%削減
香川県※2	平成23年10月	平成27年度	平成25年度比60g減 1人1日当たりの総排出量854g	24%	平成21年度比18%減
	平成27年12月	令和2年度	平成25年度比約9%削減 1人1日当たりの総排出量815g	24%	平成25年度比17%減
本市※3	平成22年3月	平成26年度	平成20年度比20%削減 9,194t/年	30%以上	ゼロ
	平成27年3月	令和6年度	平成25年度比約21%削減 8,465t/年	25%以上	ゼロ

※1 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月）

※2 香川県廃棄物処理計画（平成27年12月）

※3 東かがわ市一般廃棄物処理基本計画（平成27年3月）

2) ごみ総排出量

本市におけるごみ総排出量の目標値を表4-4-2に示す。

市民・事業者・行政が一体となって、3Rの推進を行い、できる限り廃棄物を出さないライフスタイルへの転換を行い、ごみの排出量の削減を図ることとする（資料編3-1）。

本計画では、平成27年計画策定時の目標値8,465t/年を維持するものとする。

表 4-4-2 ごみ総排出量の目標値

単位：t/年

	平成 25 年度	令和元年度 (中間目標年度)	令和 6 年度 (目標年度)
実績・予測	10,792	9,860	8,923
目標		9,390	8,465

3) リサイクル率

本市におけるリサイクル率の目標値を表4-4-3に示す。

資源ごみの店頭回収への流出、電子化によるペーパーレス化などにより資源ごみが減少傾向にある。そうした中、リサイクル率を上げることは現実的に困難な状況となっている。今後も収集方法の見直しや分別排出の徹底などを行い、中間目標年度の目標である25.0%を維持することを目指す。

表 4-4-3 リサイクル率の目標値

	平成 25 年度	令和元、2 年度 各種計画目標値	令和元年度 (中間目標年度)	令和 6 年度 (目標年度)
実績・予測	26.7%	22.3%		21.7%
目標		27%以上 ^{※1} 24%以上 ^{※2} 25%以上 ^{※3}	25.0%	25.0%

※1 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月）目標値

※2 香川県廃棄物処理計画（平成 27 年 12 月）目標値

※3 東かがわ市一般廃棄物処理基本計画（平成 27 年 3 月）目標値

4) 最終処分量

本市は、資源化できない可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ等は、香川東部溶融クリーンセンターにて溶融処理しており、その処理の際に発生した溶融スラグ、溶融メタル及び飛灰は全量資源化を行っている。従って最終処分は行っておらず、発生量はゼロである。

5) ごみ減量化目標値

本計画において、本市の実績値、将来予測値及びこれら関連計画を踏まえ、次のとおりごみ減量化目標値を設定する。

表 4-4-4 ごみ減量化目標値

目標年度	令和6年度
ごみ総排出量	8,465t/年（平成25年度比約21%減）
リサイクル率	25.0%以上
最終処分量	ゼロ

6) まとめ

現状維持と減量化目標の推移を図4-4-1及び表4-4-5に示す。

表 4-4-5 現状維持と減量化目標の推移

単位：t/年

	実績	中間目標年度		目標年度	
	平成25年度	令和元年度		令和6年度	
	実績値	実績値	減量化目標	現状維持	減量化目標
資源化量	2,934	2,196	2,358	1,894	2,123
溶融減量	7,858	7,664	7,032	7,029	6,342
ごみ総排出量	10,792	9,860	9,390	8,923	8,465

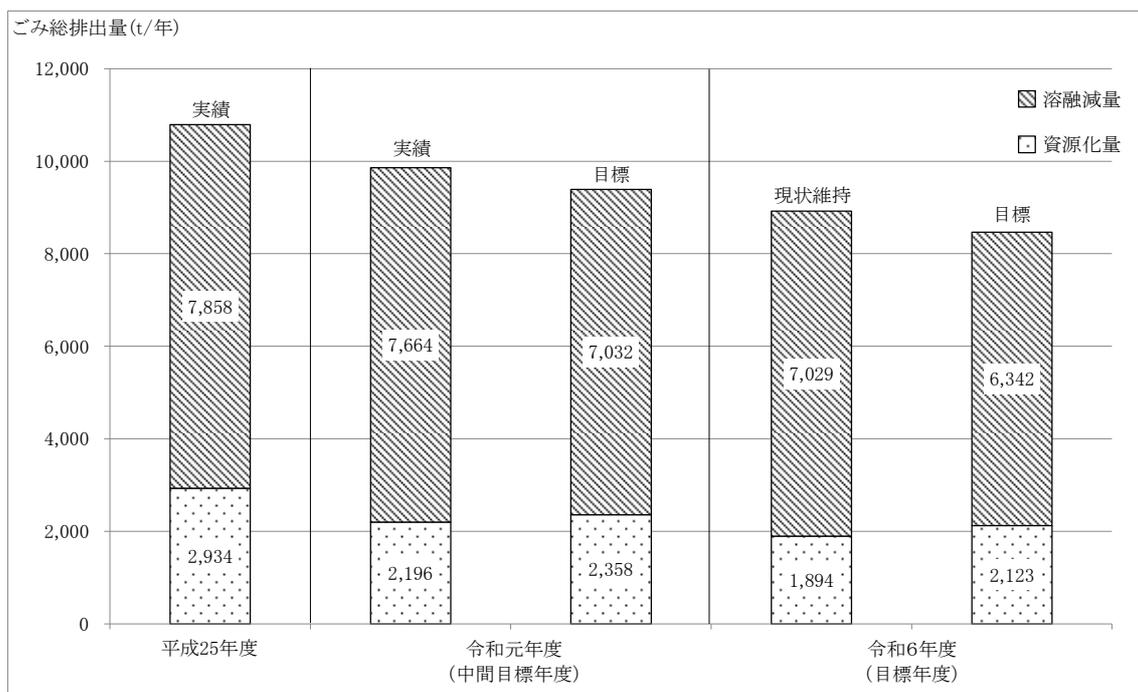


図 4-4-1 現状維持と減量化目標の推移

5 ごみ減量化・再生利用促進施策

資源循環型社会の構築を推進するためには、行政のみがごみに関する責任を負うのではなく、市民・事業者・行政の三者が一体となって、3R「リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）」を推進することが求められる。そこで、一般廃棄物処理に関する理解を深め、それぞれの立場での責任と役割を認識し、実行していくこととする。

1) 市民の役割

市民の役割としては、自らがごみの排出者であることの自覚を持ち、ごみを減らし、ごみを極力出さない環境配慮型の生活スタイルへの転換が求められる。

① リデュース（発生抑制）

- ・買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋を断る。
- ・マイ箸の持参等により、弁当等の購入の際には、割り箸・スプーンなどを断る。
- ・食品は量り売りやばら売りの商品を積極的に選ぶ。
- ・必要なもの、必要な量だけ購入し、余分な物を買わない。
- ・使い捨て商品の購入を控え、より長く使えるものを購入する。
- ・生ごみは生ごみ処理機などを利用し、堆肥として活用する。
- ・生ごみは捨てる前にできる限り水切りをする。
- ・料理の食べきり、食材の使い切りにより、食品ロスを削減する。

② リユース（再使用）

- ・壊れたものはできる限り修理し、長く使う。
- ・ビール等のお酒などは、返却・再使用できるリユース容器入り商品を選ぶ。
- ・詰め替えが可能な商品の購入に努める。
- ・古くなった衣類などは、家庭で雑巾として再使用する。

③ リサイクル（再生利用）

- ・汚れたものは洗って出す、決められた収集日時に排出する等のごみの分別・排出ルールを守り、資源回収率の向上に協力する。
- ・「エコマーク」や「グリーンマーク」等の環境マークのついた商品や再生品の購入などに努め、資源の循環の促進に寄与する。
- ・家電リサイクル法対象製品は、小売業者に引取りを依頼する等、市の指定した方法で排出する。
- ・使用済みパソコンは、メーカー等の自主回収を利用する。

2) 事業者の役割

事業者の役割としては、ごみの発生抑制・減量化に努め、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが求められる。また、再生しやすい商品の開発や販売を行うとともに、積極的な資源回収への協力を行うことが求められる。

① リデュース（発生抑制）

- ・小売店では買い物袋（マイバッグ）の持参に協力し、レジ袋の削減に努める。
- ・商品の簡易包装化を推進し、過剰包装によるごみの発生を抑制する。
- ・製品の長寿命化及び省資源化に関する開発を推進する。

- ・事業系一般廃棄物の多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成等を行い、一般廃棄物の減量・資源化の推進に努める。
- ・廃棄物ができる限り発生しない生産工程、製品等への改善を行い、廃棄物発生量の削減に努める。
- ・書類の電子化や、コピー用紙の両面使用などにより、オフィスでの紙ごみの発生量を削減する。

② リユース（再使用）

- ・再使用可能な梱包材は、事業所間などで交換して再使用する。
- ・ファイル等の繰り返し使える事務用品は、再利用に努める。
- ・製品等の修理体制を確保する。

③ リサイクル（再生利用）

- ・再生原料使用商品の販売を促進し、普及に努める。
- ・古紙類については、再生可能な古紙の分別を徹底し、古紙再生資源業者への引取りによる資源化に努める。
- ・食品残渣のリサイクルに努める。

3) 行政の役割

行政の役割としては、3Rの推進に関する行動を自ら率先して行うとともに、資源循環型社会の構築を推進するための必要な施策の展開、啓発等を行うことが求められる。

① 3Rの推進に関する率先行動

- ・使用済用紙の裏面利用や両面コピーを徹底する。
- ・物品等の購入に当たり、環境への負荷が少ない製品等を購入し、庁内物品・公共関与事業における再生品の利用を促進する。
- ・封筒やファイル等の事務用品の再利用を徹底する。
- ・庁内LANを推進し、ペーパーレス化を図る。
- ・古紙類については、再生可能な古紙の分別を徹底し、古紙再生資源業者への引取りによる資源化に努める。

② 資源循環型社会の構築を推進するために必要な施策の展開

- ・本市では現在、ごみの減量化施策として生ごみ処理機等の購入に対する補助等を実施しているが、ごみの発生抑制・資源化等の効果を見極めながら、市民・地域の取組みに対する助成等を引き続き推進していく。
- ・家庭での分別の負担やごみ処理施設の能力等を考慮したごみの分別方法や収集回数等の見直しに関する検討を行う。また、ごみの排出量に応じた処理負担の公平化及びごみ排出量の意識改革を進める排出抑制策として、香川県東部清掃施設組合と連携を図りながら、指定ごみ袋や手数料に関する見直しの検討を行う。
- ・香川県東部清掃施設組合と連携を図りながら、排出されたごみは効率的に資源化・適正処理を行い、生活環境の保全に努める。
- ・現有のごみ処理施設の延命化を図るとともに、環境への配慮がなされた計画的な廃棄物処理施設の整備、維持管理を行う。
- ・警察等と連携し、不法投棄の監視や追跡調査等を強化し、環境美化の推進を図る。

③ 環境教育・啓発活動の充実

- ・市民及び事業者に対して、広報紙等を活用し、ごみの分別排出方法、ごみの排出量・資源化の現状及びごみ処理経費の現状などに関する情報提供を行う。
- ・一般廃棄物の多量排出事業者の把握に努めるとともに、事業者に対する排出抑制・資源化等に関する情報提供・啓発を行う。
- ・ごみ処理施設の見学会を実施・推奨し、一般廃棄物処理事業に関する教育、啓発活動の充実を図る。
- ・ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において、副読本の活用等を通じた環境教育に積極的に取り組む。
- ・食品ロスの削減運動として3010運動、ドギーバッグによる食品の持ち帰りなどを広報誌、ホームページ、データ放送の活用により積極的な情報発信を行うとともに、食べ残しを無くすなどの食品ロス発生抑制につながる食生活の普及を推進する。

4) 市民・事業者・行政の協働取組

市民・事業者・行政の三者が一体となって協働体制を構築し、ごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、資源循環型社会の構築並びに地域の環境保全対策の推進を目指す。

- ・市民、事業者、行政が協働して活動・情報交換を行う場の設立や活動拠点の整備・共同運営等を推進し、資源循環型社会の構築に向けた仕組みづくりを行う。
- ・「環境学習会の開催」、「三者共同による一斉清掃活動」等の環境美化活動の実施により、一般廃棄物処理に関する問題を共有し、意識の高揚を図る。
- ・スーパーマーケット等の小売店に、包装の簡素化やトレイ・ペットボトル等の自主回収の協力依頼を行う。
- ・マイバッグ持参運動の推進並びに市内小売店でのレジ袋の削減を推進する。
- ・市民、事業者、行政が一体となって不法投棄に対する監視体制を構築し、環境の保全に努める。

5) 各種リサイクル関係法令の適用

① 資源有効利用促進法

パソコンについては、パソコン各メーカー（製造事業者と輸入販売事業者）の自主回収を利用することとする。回収するメーカーが存在しないパソコン（自作パソコン等）は、一般社団法人パソコン3R促進協会の回収を利用する。また、小形二次電池については、販売事業者の自主回収の利用を推進し、住民に対し、小形二次電池の回収箱（リサイクルBOX）の設置場所、排出方法などに関する広報活動を行うこととする。

② 容器包装リサイクル法

本市では、法令に指定された容器包装廃棄物に対して、分別収集計画を策定し、計画的に容器包装廃棄物の分別収集を行っている。分別収集計画の見直しは3年ごとに行うことを基本としている。引き続き同計画に従い、計画的な容器包装廃棄物の分別収集を行うこととする。

③ 家電リサイクル法

本市では、家電リサイクル法対象品（冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機）の排出時には、家電販売店等にリサイクル料金と収集運搬料金を支払い、引取りを依頼することとする。

④ 食品リサイクル法

スーパー、コンビニエンスストア、レストラン、飲食店等から発生する事業系食品残渣の排出状況の把握に努め、事業系食品残渣の再生利用が推進されるよう、事業者に対する情報の提供、啓発を行うこととする。

⑤ 建設リサイクル法

本市では、分別解体や再資源化が推進されるよう、事業者に対する情報の提供、啓発を行うこととする。

⑥ 自動車リサイクル法

本市では、使用済み自動車を廃車にする際には、引取り業者に引取りを依頼することとする。また、使用済自動二輪車（原動機付き自動車を含む）についても、引取り業者に引取りを依頼することとする。

⑦ 小型家電リサイクル法

本市では、小型家電リサイクル法対象品（回収品目 21 品目）の排出時には、市内 3 箇所（市役所、引田支所、大内支所）の回収ボックスにて回収を行い、リサイクル業者に引取りを依頼することとする。

6) ごみ処理手数料の見直し

国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の中で、一般廃棄物処理の有料化の必要性について、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」と示されている。

本市では、収集可燃ごみについては指定ごみ袋での搬出としており、ごみの排出量に応じた処理負担の公平化及びごみ排出量の意識改革を進める排出抑制策として、香川県東部清掃施設組合と連携を図りながら、指定ごみ袋や手数料に関する見直しの検討を行う。

6 分別収集計画

1) 家庭系一般廃棄物

家庭系ごみの収集については、各地域によって収集形態が多少異なっているが、大別すると、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」に分けることができ、主にステーション方式によって行われている。

家庭系一般廃棄物の分別収集方法は、高齢化社会等の社会情勢変化に対応できる体制づくりとして、ステーション方式のみへの見直しを行うことを検討する。また、資源ごみの回収率を向上させるため、資源ごみの分別収集品目の追加、収集頻度、収集方法についての見直しについて、再生活用ルートの整備等も含めて検討していく必要がある。

また、令和3年度より水銀廃棄物の分別収集を計画している。

2) 事業系一般廃棄物

本市では、条例により、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。」としており、事業系ごみは、事業者自ら処理することを原則とする。自ら処理できない場合は、事業者が処理施設へ直接搬入、又は許可業者による収集を行うこととする。なお、市の処理施設への搬入を行うものの分別区分については、家庭系ごみに準ずることとする。

東かがわ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第3条	<p>(事業者の責務)</p> <p>事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、製品、容器、包装材料等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になるおそれのあるときは、自ら回収するなどの必要な措置を講じなければならない。</p>
---------------------------	--

3) 医療廃棄物及び適正処理困難物

(1) 医療廃棄物

近年、在宅医療行為の増加に伴い、従来の医療機関等からのみでなく、一般家庭からも点滴バッグや注射器等の医療廃棄物が排出される可能性が生じてきている。本市では、医療廃棄物のうち、感染性のおそれの無いものについては収集運搬、処理処分を行うものとする(表4-6-1)。一方、注射針や感染性を有するおそれのある廃棄物については、収集運搬、処理処分に従事する作業員への危険性が懸念されることから、原則として、患者・家族が医療機関へ返して処分することとする。

また、病院・診療所等から発生する感染性廃棄物については、専門の許可業者による収集運搬、処理処分を行うこととする。

表 4-6-1 在宅医療廃棄物の排出方式（案）

可燃ごみとして出せるもの (感染性のおそれの無いものに限る)	受診している医療機関に返して 処分するもの
紙おむつ（汚物をできる限り取り除いたものに限る） 栄養剤バッグ等ビニールバッグ類 脱脂綿・ガーゼ類 チューブ・カテーテル（医療用に用いられる中空の柔らかい管）類	注射針 注射器 感染性のおそれのあるもの

※ 具体的な排出品目・排出方法については、実施計画で定めることとする。

（２）適正処理困難物等

本市の処理施設において適正な処理を行うことが困難である適正処理困難物等を表 4-6-2 に示す。これらの品目については、本市では処理処分を行わず、販売店、購入店、専門業者での引取りを指導していく。

表 4-6-2 適正処理困難物等

区 分	内 容
各種リサイクル法対象製品	エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、パソコン、洗濯機、衣類乾燥機等
有害物・危険物	医療廃棄物（注射針、その他）、劇薬（廃油、農薬、殺虫剤等）、ドラム缶、バッテリー、消火器等
産業廃棄物	産業廃棄物（燃え殻・汚泥・廃プラスチック類等）
処理困難物	建設廃材（瓦・レンガ・ブロック・土石等）、バイク（原付～大型）、自動車、タイヤ、農業用機械器具等

※ 具体的な排出品目・排出方法については、実施計画で定めることとする。

7 ごみ処理計画

1) 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する目標

本市における家庭系ごみの収集・運搬は委託業者により行っている。また、事業系ごみの収集運搬は、事業者自ら又は許可業者により行っている。今後も、処分及び再生利用の方法に配慮し、ごみの分別区分に応じて適切な収集・運搬を行うことが可能な体制を確立するものとする。

(2) 収集区域の範囲

収集区域は本市全域とする。

(3) 収集・運搬の方法

家庭系ごみの収集・運搬は、本市の委託業者により行うものとする。収集区分等については、安全性・経済性・効率性を考慮し、適宜見直しを行うものとする。

(4) その他収集・運搬に関する方針

① 分別の徹底に関する啓発の強化

現在の分別区分としては、大別すると、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」で行っている。資源化できるものは可能な限り「資源ごみ」として正しく排出し、可燃ごみ等へのスプレー缶や使い捨てライター等の危険物や不適物の混入を防止する必要がある。このため、正しい分別の徹底に向けた意識啓発を強化していく。

② ごみステーションの設置基準の運用

現在、本市における収集方法は主にステーション方式によって行われているが、収集運搬の効率化及びごみステーションの配置に関する公平化の観点から、ごみステーションの設置基準に基づく運用を推進する。

③ 分別収集区分の見直し検討

現在、本市における布類、紙製容器包装等の一部は可燃ごみに含まれて排出されている。排出抑制や資源化率向上のために組合及び組合構成市町（さぬき市、三木町）と連携し、食缶、布類、紙製容器包装等の資源化に関する検討を行っていく。

容器包装リサイクル法の対象品目のうち、現在、分別収集を行っていない「その他紙製容器包装（飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装）」について、分別収集の実施を検討する。

④ ごみ収集運搬委託業務に関する改善

ごみ収集運搬委託業務の契約更新に際しては、一般廃棄物の適正処理を継続的かつ安定的に実施していくため、契約方法及び業務仕様内容の見直し、適正な積算方式の確立等に関する検討を行っていく。

⑤ 事業系ごみの収集運搬の許可に関する方針

事業系ごみの収集運搬については、廃棄物処理法第7条第5項の規定を踏まえ、新規の許可の際には一定の許可基準を設けた上で、既存の許可業者への事業の影響等を適切に考慮するものとする。

⑥ 高齢化社会への対応

高齢者のごみ出しについて、関係部署と連携を図りながら施策を検討する。

2) 中間処理計画

(1) 中間処理に関する目標

現在、ごみの中間処理については、本市の大内クリーンセンター、香川県東部清掃施設組合の香川東部溶融クリーンセンター及び香川東部再資源化センターにて処理を行っている(図3-1-1)。今後も、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、香川県東部清掃施設組合と連携を図りながら、搬入されたごみについての適正処理を行うこととする。

(2) 中間処理の方法

当面の間、概ね現状どおりの処理を継続し、適正に処理を行うものとする。

また、令和3年4月より水銀廃棄物の分別収集を予定しており、収集した水銀廃棄物は、大内クリーンセンターへ搬入後、処理可能な中間処理施設へ処理を委託する予定である。

(3) 大内クリーンセンター管理計画

ごみ処理施設の良好な維持管理を行うため、以下の検討を行う。

① 維持管理体制の効率化

大内クリーンセンターの維持管理に関する各種マニュアル等(維持管理マニュアル、補修点検計画書、機器台帳等)を整備し、効率的な維持管理に努めることとする。また、施設の管理・運営に必要な資格の取得に努めることとする。

② 民間委託の検討

現在、大内クリーンセンターでは職員数は2名、会計年度任用職員3名、シルバー委託2名～3名で行っているが処理の合理化を検討するため、民間委託への移行を含めた検討を行っていく。

3) 最終処分計画

(1) 最終処分に関する目標

現在、直接又は選別等の処理で資源化できない可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ等は、香川東部溶融クリーンセンター(香川県東部清掃施設組合)にて溶融処理を行っており、その処理の際に発生した溶融スラグ、溶融メタル及び飛灰は全量資源化を行っている。

(2) 最終処分の方法

本市で排出されたごみは香川県東部清掃施設組合にて全量資源化されており、発生量はゼロである。

(3) その他最終処分に関する方針

「香川県東部清掃施設組合一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成23年3月)」において、「最終処分場整備は考慮しないものとする。」と記載されており、最終処分は今後とも行わないこととする。

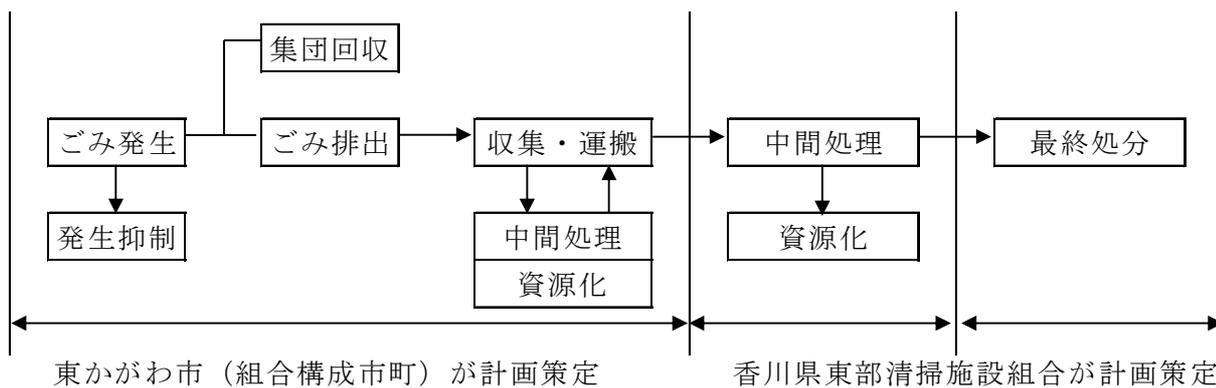


図 4-7-1 役割分担

4) ごみ処理体系

当面は、現有施設の延命化を図りながら、現在のごみ処理体系を継続するものとする。

5) ごみ処理施設の整備に関する事項

現在、本市のごみ処理・処分は、本市と香川県東部清掃施設組合で広域処理を行っている。新たな廃棄物処理施設の整備についても、香川県東部清掃施設組合と連携しながら取組み、ごみ処理の効率化を推進していくこととする。

8 その他ごみの処理に関して必要な事項

1) 市民・事業者への啓発・情報提供

市民のごみ問題に対する意識の啓発に努め、意識が具体的な行動に結びつくような情報提供、システムづくりを行う。

また、事業者に対する排出抑制・資源化等に関する情報提供・啓発を行う。

2) 市の事務事業における発生抑制・再生利用

市自らが率先して、グリーン購入法に基づく物品等の購入、廃棄物の減量化・資源化等に努めるなど、循環型社会の形成に配慮した行動を実行することにより、市民・事業者の自主的・積極的な取組みを促す。

3) 生ごみ減量化の促進

家庭から排出されるごみを自ら処理することを促すため、生ごみ堆肥化容器等の購入費補助金制度を継続する。併せて生ごみの水切りを住民に周知するために情報提供・普及啓発を行う。

また、この制度が有効に利用されるよう検討を行い、市民活動を積極的に支援する制度の確立に努める。

4) 資源リサイクル活動団体への支援

資源リサイクル活動（集団資源回収）は、減量化・再資源化の点で有効であるばかりでなく、地域のコミュニティ育成や環境学習の場としても役立つことから資源リサイクル活動奨励金制度を継続し、活動団体を支援する。

5) 「東かがわ市環境美化促進委員会」への支援

「東かがわ市環境美化促進委員会」の活動を支援し、ごみの減量化、資源の有効利用など循環型社会に向けた取組みを促進する。

不法投棄や野外焼却などの不適正処理の監視・防止・処理についても、関係機関等とともに連携し適正処理の推進を図る。

6) 溶融スラグの利用拡大

香川東部溶融クリーンセンターにおいて発生する溶融スラグは、現在公共工事等でアスファルト用骨材等の建設用資材として有効利用されているが、さらなる利用方法の拡大を推進する。

7) 災害時の廃棄物対策

大規模災害が発生した場合は、ごみの収集運搬に支障をきたし、衛生上の問題が発生するとともに、建築物の破壊などにより、一時期に大量の災害廃棄物が発生することが予想される。

このような緊急時の廃棄物処理体制について、香川県、香川県東部清掃施設組合、関係市町村等との連携を密にして、広域的な協力体制の確立を図るとともに、関係団体との協定を見据え災害廃棄物処理計画を策定することとする。

8) 海洋プラスチック対策

海洋プラスチックの原因として、陸域からのごみ流出が挙げられるため、市民、事業者、行政が連携して対応する。

市民は、ごみのポイ捨てをせず適正に排出することにより、ごみの発生抑制に努める。

行政は、ポイ捨て禁止の普及啓発を推進し、プラスチックごみを適正に排出する機会を設けるなど検討する。ステーションからのごみの流出も原因となることがあるため、流出対策についても検討する。

事業者は、行政と連携してごみの発生抑制、適正処分に協力する。